

## 令和4年度第2回広島県社会福祉審議会議事録

1 日 時：令和5年3月28日（火） 10時00分から11時30分まで

2 開催方法：オンライン

3 出席委員：宇津宮委員、大野委員、岡本委員、兼池委員、金子（努）委員、  
金子（麻）委員、佐藤委員、鈴川委員、寺本委員、富永委員、橋本委員、  
畠野委員、林委員、福岡委員、藤原委員、三須委員、三好委員、森木委員、山  
崎委員、山中委員、山本（一）委員、山本（恭）委員、山本（幸）委員、米川  
委員

4 議題：(1) 報告事項

- ア 身体障害者福祉専門分科会について
- イ 専門分科会の調査審議状況について
- ウ 「第2期広島県地域福祉支援計画」の策定に係る検討状況について

5 担当部署：広島県健康福祉局 地域共生社会推進課 地域共生社会推進グループ  
TEL (082) 513-3144 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

- (1) 開会（事務局）
- (2) 健康福祉局長あいさつ
- (3) 出席者紹介
- (4) 定足数確認

委員総員 32名のうち 23名が出席しており、広島県社会福祉審議会条例第5条第3項  
により、定足数を満たしていることを確認した。  
(開会後1名参加されたため、計24名出席)

(5) 報告事項

- ア 身体障害者福祉専門分科会について  
(障害者支援課長)

金子（麻）委員から、三障害に関する審議を行うために各分科会の所掌事務を一つにまとめて、身体障害者福祉専門分科会で行ってはどうかと御提案をいただき、委員のみなさまにも意見照会をした後に、厚生労働省に確認をしています。厚生労働省からは、分科会の名称変更は可能であるが、社会福祉法上、他の法令で規定されている審議会の所掌事務を社会福祉審議会で調査審議するためには、条例の改正等も必要となってまいります。条

例改正をはじめとして、他の手法についても検討を行ってまいりましたが、関係する他の審議会との調整も必要であり、条例を含め規定の改正を含め、今後の継続課題とさせていただきたいと思っております。

現在は、実際の諮問事項や審査をする案件の数が少ないとから、当面は分野をまたがる事案については、これまで通り各審議会で審査し、審議会間で情報共有しながら、丁寧に進めることとし、諮問事項や審査件数の増加などの状況を見ながら、条例を含めた規定の改正の必要性について引き続き検討してまいりたいと考えています。

(金子(麻)委員)

障害者自立支援法が17年前に施行された時に、身体、精神、知的と三障害一元化ということが言われまして、そのうち、障害者総合支援法で難病等も加えられています。ですが、この中に身体と精神はありますが、今まで知的障害や難病、高次脳機能障害などについての審議はどこでされたのか、なかったのか、そのあたりが分からぬところではあります。

社会福祉法に則って、ということはよく分かりましたので、今後、他の障害の分野のことが必要になり、複合的に必要になった時に、どこで検討するのかが分かるようにしていただければ嬉しく思います。

私も性急にとは思っておりませんので、今後も継続的に審議していただければありがたいです。

(障害者支援課長)

ご指摘いただいたように、こういった案件が起きた時に、単独で解決できない事例が起きてくることも想定されます。今の時点で、それが多発しているということではありませんが、そういうことを想定して、それが起きた時に、実際どう審議をして、諮問答申いただくかという位置づけを考えいくことが必要と考えておりますので、引き続き関係審議会とのすり合わせも含めて、調整を続けていきたいと考えています。

イ 専門分科会の調査審議状況について

事務局からの説明は省略し、資料1による報告とした。

ウ 「第2期広島県地域福祉支援計画」の策定に係る検討状況について

資料2-1～2-3について、事務局から説明を行った。

【質疑応答】

「第2期広島県地域福祉支援計画」の策定に係る検討状況について

(米川委員)

子供分野についてどう考えていくかというところがあるかと思いますが、策定の背景の中の言葉の中で、「子育て」があまり明記されてないので、できれば子育て世代の支援というところを、どこかに位置付けをしていただくと、今国の方で考えている少子化対策の中の一助になると思います。

また、障害のある子供たちの支援と、障害のある子供たちを支えている親御さんたちのことも、障害者プランの中で書かれていると思いますが、やはりそこが埋没する可能性がある

と僕自身危惧しています。

今回、こども家庭庁に障害支援は移行しますが、そこが埋没してはいけない為、できればこの地域福祉支援計画の中に子育て支援と、障害児の子供さんたちへの支援、これについてもう少し言葉を入れていただけると非常にありがとうございます。「多様性のある支援」「多様性を認め合う」というところもあり、おそらくこの多様性の中に、障害のある子どもたちも入るとは思いますが、意味合い的には、外国のお子さん、外国籍をお持ちの方のところの多様性という形で書かれていると思いますので、そのあたりを共有できればなと思いました。

#### (事務局)

子育て、障害、それらも含めて多様性と認識しています。そういった中で、例えば、子供未来応援プラン、障害者プラン、本体の計画も同時並行であることから、どこまで書くかを考え悩んでいるところです。いただいたご意見をしっかりと受けとめ、関係課や関係プランとの調整をさらに進めて参ります。

#### (金子（麻）委員)

資料2-3の7ページに、「精神障害（疑いを含む）が多い」とありますが、例えば8050問題やひきこもり、子育ての療育困難などの中に、発達障害の理解不足のために、発達障害の方たちもその中に多いと思われていますが、その発達障害については、精神障害の中に入っているでしょうか。

#### (事務局)

精神障害の中に入っています。

#### (金子（麻）委員)

第2期広島県地域福祉支援計画の策定について、広島高齢者プランや広島県障害者プランの改定作業を一緒に進めていくことは、とても良いことだと思っています。共通した課題もあり、皆さんが、同じ方向性で、同時に審議することは効率的でとてもよいと思います。ただ、先ほど米川委員もおっしゃったとおり、それぞれの障害、それぞれの立場の中に、特有の課題もありますので、その辺りも整理していただき、審議が滞らないようにお願いしたいと思います。

資料2-2の5ページで、例えば、地域のキーパーソンとの関係性が築けてないところで、平成26年に安佐南区と安佐北区の土砂災害が起こった際、避難場所に障害者の相談支援専門員が出かけた時に、ケアマネは皆さんをご存知ですぐに通されましたが、相談支援専門員はなかなか通してもらえず、悔しい思いをし、遅くなったと報告されています。その後、安佐南区は地域と繋がることで、良い関係づくりを作っています。これが他の区で出来ているかというと、そこはまだまだだと思っていますので、顔の見える関係性は築いていただきたいと思いますし、先ほど言っていただいたように、最初の2ページの、インフォーマルとフォーマルをつなげる、インフォーマルをうまく利用していくことはとても大切なことだと思いますが、そこに専門性のあるコーディネーターが、しっかり介入することが大切だと思っていますので、そのあたりのこともお伝えしたいと思います。

全実態調査結果の2-2、7ページについてです。複合課題への対応というのがありますて、支援対象者が、支援をしようとしているのに相談やサービスを拒否していることが結構

ありました。これはなぜかと分析をされているとは思いますが、私は特に発達障害の方などが、今まで本人も親も、誰かに相談しても何かと責められることが多く、そのため、本人も親も不安やストレスなどでかなり疲弊していて、相談などは要らないという気持ちになることもあります。そのあたり、しっかり市民の皆さんも理解を深めてもらい、障害だけでなく、8050問題や引きこもりがありますし、ヤングケアラーも皆さんに知られてきていますが、まずは障害への理解が前提で行われないといけないと思っています。

第2期の広島県地域福祉支援計画骨子案の、先ほど米川委員も言われましたが、9ページの「地域共生社会に対する理解の促進」(2)多様性等への総合理解の促進、このあたりをもう少し詳しく、先ほどの2ページでも策定の背景でもいいので、どこかにそういう理解の具体策が書かれていると嬉しく思います。

#### (事務局)

コーディネート機能など、いただいたご意見は真摯に受けとめて進めて参ります。最後に言われた9ページの多様性等への相互理解の促進、これは施策体系ですので、今後計画を策案するに当たり、本文に具体的な取り組みも含めて、しっかりと記載させていただきます。障害、高齢それぞれの経過もありますので、ダブリなく漏れることのないよう、しっかりと連携して策案を進めたいと思いますし、その際には、また意見をいただきたいと思っております。

#### (宇津宮委員)

資料2-3の支援計画骨子案の10ページにある「みんなで共有したいこと」、これを県民、専門職、専門機関、関係団体の皆さん等へ周知し、実践されるということはとても重要なことだと思います。これが実践されるために、10ページの「県と市町の役割」の中で、関係者の啓発という項目を加えてはいかがでしょうか。

#### (事務局)

これまでの議論の中でも、地域共生社会自体がまだ十分知られていない、或いは相談をしてもそれ自体がストレスになる、つまりは社会の理解が十分進んでいない、ということを本日の皆様方の意見でも十分に理解しました。今言われた意見をも踏まえ、県と市が連携するだけではなく、啓発をしていくこともしっかりと検討したいと思います。

### 社会福祉の推進についてのご意見や、ご提言、審議会の運営等について

#### (米川委員)

冒頭の障害者支援課からの話について、おそらく2年ほど前にこの社会福祉審議会の組織体を変えられて、子ども・子育て審議会との役割分担として、ルールが変わったと思いますが、障害のある子供たちの支援について、現在子ども・子育て審議会の方できちんと話をされているのかどうか。そしてそれらは、障害支援という一言でこども家庭庁に全部が移っています。

その中でやはり子供たちの支援について、どうしても障害のある子の支援が埋没する可能性を非常に危惧しています。とりわけ小学校期、中学校期の障害児の支援というものが、非常に見えなくなるところがあります。

社会的擁護を必要とする子供たちについては、要対協がありますので十分フォローできるとは思いますが、障害児支援について、子ども・子育ての審議会の方できちんと議論できるようなメンバー構成にしてもらわないと、と自分自身不安を抱いています。

(障害者支援課長)

障害児の分野が子ども・子育ての方に移行しましたが、具体的に今、重大な諮問をするというケースは起きていません。ですが、今後起きる可能性を想定して、どういった議題が想定されて、それを審議するのにどういう構成員が適切なのか、そういったところも含めて、この関係審議会の役割分担、その審議の共有化を検討して参りたいと思います。

(米川委員)

やはり子供ですから、主たるものは保護者になります。保護者の思いが強すぎて、子供の意見聴取が非常に難しくなってきています。特に広島県においては、障害のある子供たちのサービス利用計画はまだセルフプランが大半を占めています。

そういう中で障害児相談支援専門員の質と量を担保できるような仕組みづくりの意見を、子ども・子育て審議会で言うのか、社会福祉審議会で言うのか、そのあたりが非常に曖昧になっていると思います。

(佐藤委員)

専門分科会の調査審議状況で、民生委員審査専門分科会の報告がありましたが、こちらの状況を見ると、欠員が相当出ているということがお分かりいただける報告になっています。実際、欠員が3年前からさらに増えているという状況で、民生委員のなり手確保ということが非常に課題となっております。民生委員、児童委員は地域の身近な相談相手ということですが、本日の第2期地域福祉支援計画の中にも、相談する先がどこにあるかわからないという意見もあったかと思います。そういう部分では、民生委員は非常に身近な相談相手であり、これが欠員して段々減っていくと、住民の方の相談先はどんどんなくなってしまい、地域福祉の充実にも影響が出てくるため、なり手確保、欠員が増えていることは非常に大きな課題だと思っています。今、民生委員は非常に高齢化が進んでいて、若い人がならない、また70歳位まで仕事をしているので民生委員になってほしくても、なっていただけないことがあるため、我々としては、働いていても働く世代の方になっていただきたい、働いていても民生活動ができるような制度にしていきたいと願っています。是非、そういったことを知っていただき、また県の方でも、どういうことができるかをご検討いただきたいと思います。

(事務局)

おっしゃるとおり、民生委員の定員に対する充足率は93%程度ということで、それによって一人の民生委員の負担が増えている、或いは企業等の定年が延びている関係で、実際に稼働されている方々がより高齢化をしている、といった実態は把握しています。今後、働き方改革も含め、民生委員が働きやすく、そして、実際に自分が仕事をしながら民生委員の業務をやっていただけるような工夫も考えなければならないと思っております。

(寺本委員)

地域福祉支援計画骨子案の内容についても日々ブラッシュアップされていいものになっているとは思います。ただ、一つ心配しているのは、ここに書いてある「つなぎ・つながる機能」や「重層的な相談体制の構築」という点で、その相談機関の専門外のものが来たときに、具体的にどこにつなげればいいのかが書かれていません。計画の中に盛り込むのは難しいと思いますが、県としてしっかり横の繋がりを作るための全面的なサポートをしないと、この計画は理想論を言っただけになってしまいます。

今、専門の相談機関は自助努力、またはケースを通じて、色々な繋がりを作っているところですが、今まで来なかった相談が来たときには、右往左往してどこに相談したらいいのかを探すような状態です。そうしているうちに支援がタイミングよく入らないこともあると思うので、県内のどういう団体が何に強く、こういう問題が来たら、ここに相談すればうまく繋がるというマップや名簿、繋ぎ方のマニュアル、そういうものを具体化していくないと、この計画は各専門機関に腹落ちしないと思います。その点も今後踏まえて、計画の策定に努めていただきたいと思います。

#### (事務局)

どこにつないでいいかということについて、各相談機関の皆様が迷われていると思いますが、一方で、相談があった場合、何とかつなげようとされている姿も、調査を通して拝見しています。

県の計画は、市町への支援計画という位置付けですので、市町や地域の実状に応じたサポートやマップ、また、何がいいのかということも含めて、市町の皆様と対話をしながら策案を進めて参ります。

#### (兼池委員)

先ほどの寺本委員のご意見にあったように、計画は大変すばらしいものだと感じますが、相談業務を担っている我々としては、実際はかなり負担になってくる部分が多いと感じるところです。社会福祉士会も、複合的な課題を抱えた家族が増えている関係もあり、居宅のケアマネに、障害支援の相談員の資格も取得して、どちらのサービスもできるよう、ここで言うと重層的なサービスの提供が行えるように何年も前から研修を受講しようと申し込みしていますが、全く研修を受講することができていません。

障害の相談支援の新規の研修枠が少なく、なかなか受講が出来ないので、その幅を広げるということもできないような現状です。実施主体が広島県だったと思いますので、この辺りの、柔軟な対応も取り組んでいただければと思います。

#### (事務局)

今の研修の枠と、その受講者がマッチしていない部分もあると思いますので、実態をよく把握し、検討していきたいと思います。

#### (三須委員)

私たちはどちらかというと子育てというところで支援をしているので、いろいろな障害のお子さんも含まれるのかもしれません、私の知る範囲でご意見を伝えたいと思います。

一点は、先ほど民生委員のことを言わましたが、例えば園に入園する際、もしくは里親の会議、里親になる方の人柄など、いろいろなジャンルで民生委員の名前を拝見することが

ありますが、そこで名前と印鑑を押すという書類が数多くあります。これは実は大変責任のいることで、実際にいろいろな地方から引っ越してきたり、子育ても孤立してされている保護者が多い中で、昔と違って、民生委員がその方たちの人柄や家族構成まで知っているかどうかを不安に思われていながらも、立場上、サインと印鑑を押して書類を作られている方もいるのではないかと、個人的に感じているところです。もしかしたら、そういった責任の点で、なり手が少なくなっているのではないか、これは私の個人的な意見ですが、相談にのる立場の民生委員ならやるけれども、責任の必要な立場は引かれる方もいるのではないかと懸念しています。

あと、今日参加されている委員の名前を拝見しましたら、いろいろな立場、いろいろなジャンルから集まられており、こんな会は他にないと私は思っているので、誰かに重荷が偏るような支援という形ではなく、例えば、保育連合会が、医療の部分で相談したい場合はここに相談すればいいとか、委員の中での繋がりや窓口も作っていただけると助かります。

例えば、法的なところは弁護士に相談できるとか、障害のお子さんのことはここに相談できるという、横の繋がり、委員の方の繋がりも作ってもらえるとありがたいと思います。

最後にもう一点、何か問題が起きたところだけ特化して活動するというのは凄くし�んどいので、個人的には生まれる前からの親子のサポートということも今後考えています。やはり子供が生まれてからでなく、生まれる前の母さん達からサポートすることで、障害である、ないにかかわらず、まず子育てとはなんだろうということを大事にすることからスタートして、例えば生まれた瞬間とか、医療関係でも産声を上げる場所からとか、親子や家庭が必ず通る道を大事にすることが必要ではないかと思います。

そういったところから、医療に関わるお子さんや、知的障害のあるお子さんなども、あの先生のところに行けばいいということで、繋がっていけばと思いませんし、そういった連携に皆さん方が力を合わせていただければいいなと個人的に思います。

#### (事務局)

以上で令和4年度第2回の広島県社会福祉審議会を終了いたします。

## 7 会議の資料名一覧

- ・広島県社会福祉審議会会議次第
- ・広島県社会福祉審議会委員名簿
- ・広島県社会福祉審議会県職員名簿
- ・資料1 専門分科会の調査審議状況について
- ・資料2-1 「第2期広島県地域福祉支援計画」の策定について
- ・資料2-2 第2期広島県地域福祉支援計画の策定に向けた実態調査結果（暫定版）【抜粋】
- ・資料2-3 第2期広島県地域福祉支援計画骨子案（たたき台）
- ・参考資料 第2期広島県地域福祉支援計画の策定に向けた実態調査結果（暫定版）資料集
- ・参考資料
  - ・社会福祉法（抜粋）
  - ・社会福祉法施行令（抜粋）
  - ・社会福祉審議会条例